

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務仕様書

1. 業務の目的

本業務は、定期的に介護予防教室を開催することにより、高齢者のフレイル予防を推進するとともに、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の実現を目的とする。

2. 委託業務期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 介護予防教室の対象者

おおむね65歳以上の市民

4. 委託業務概要

(1) 実施プログラム

虚弱傾向にある者を対象に、フレイル予防への動機付けとなり、楽しみをもって参加できるプログラムとする。

プログラムは、身体、栄養、口腔、認知等のフレイル予防に関連する講話と、無理なく気軽に取り組める運動、口腔体操、脳トレ等を取り入れ、自宅でも取り組みやすい内容とし、健康づくりの習慣化を図る。さらに、転倒骨折の防止及び加齢に伴う心身機能の低下予防、現存する機能の維持向上を図るために効果的なプログラムを実施する。

また、プログラムの前後で身体機能の変化が分かる測定を実施し、プログラム後の効果を可視化するとともに、参加者へフィードバックを提供する。なお、運動機能及び口腔機能の測定は必須とする。

5. 実施場所

実施場所は、発注者施設または発注者が確保した会場とし、実施場所に係る費用は委託料に含まないものとする。

6. 開設期間及び実施回数・時間

(1) 開設期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日の間で指定する日時

(2) 実施回数

市内6圏域（中部、東部、味岡、北里、西部、南部地区）におい

て月 2 回程度（継続した概ね 3 か月間において各圏域 6 回開催）

（３）実施時間

1 回の実施時間は、60 分から 90 分

（４）その他

- ① 台風や大雪等により悪天候が予報されている場合、受注者の判断で事業を中止にできる。この場合、必ず開催日前日までに市及び利用者へ連絡をすること。
- ② 地震等の予測不能な災害が発生した場合、受注者の判断で開催日当日でも事業を中止にできる。
この場合、直ちに市及び利用者へ連絡をすること。
- ③ 上記の理由により事業を中止にした場合、実施日の振替等による発注者の補填義務はないものとする。

7. 利用定員

定員は、各会場 15 名以内とする。定員を超える申し込みがあった場合は、抽選等により公正な人選を行う。

8. プログラムの実施方法

（１）参加者の募集・決定

参加者の募集は市が行い、定員を超えた場合は抽選等により決定し、参加者および受注者へ通知する。

なお、実施期間中、辞退者が出た場合の追加募集は行わないものとする。

（２）参加料

各教室の参加料は無料とする。

ただし、参加者が本人の意思により器具等の販売を求めた場合はこの限りでない。

（３）プログラムの実施・報告

- ① 市が作成した参加者名簿（出欠表）を管理すること。
- ② 当日の欠席連絡について、発注者と受注者における連絡手段を確保すること。
- ③ 各回の教室開始前に、参加者の健康状態を口頭及び血圧測定等により確認し、その状態に応じ、運動を休むまたは中止するよう指導す

ること。

- ④ 教室の各回の運営において、市職員の関与を前提としていないことから、当日の参加者の様子や個別支援が必要な対象については、適宜市が実施する個別支援事業の紹介、参加勧奨を行うとともに、発注者へ報告すること。
- ⑤ 目標の達成と客観的な生活機能の状態を評価するため、事業初回と最終回で簡易な体力測定や認知機能低下予防に関するテストを実施すること。また、後期高齢者の質問票等を用いて、主観的な健康観や身体状況を確認すること。
- ⑥ 上記⑤の結果については本人に通知するとともに、目標設定や事業終了後の自主的な介護予防の取組に役立てること。
- ⑦ 短期間のプログラムであることから、効果が出やすいプログラムを組むとともに、教室終了後に参加者個々の結果評価を行い、発注者へ報告すること。

9. 委託料

委託料は、次のものを含む。

- (1) 人件費
- (2) 教材費、医薬材料費、消耗品費、印刷費、傷害保険料、事業実施に伴う諸経費等

10. 安全管理

- ① 基本的な感染症対策を講じること。
- ② 受注者は必要な傷害保険に加入し、保険料は委託料に含むものとする。
- ③ 血圧計やAEDなどを用意するとともに、安全・管理運営等に関するマニュアルを整備し、事故防止策の徹底や事故時の適切な対応に努めること。

11. 個人情報保護

受注者は、小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。

また、業務終了後においても、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。

12. その他

- (1) 感染症対策のため、「4. 委託業務概要、6. 開設期間及び実施回数・時間、7. 利用定員」など、変更する場合、市と協議の上決定することとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、もしくは、本仕様書について解釈上疑義の生じる事項があるときは、市と受注者の協議の上決定することとする。